

町民主役条例の制定は？



西山 富三郎 議員

町長

作ろうという土壌づくりから



庄内地区の健康運動会

【西山】先人の礎^{いしづえ}で築いた宝を受け継ぎ、さらに創造し、子や孫に手渡さなければならぬ。

に、自分たちの町は自分たちが作るという、住民が主体となったまちづくりと考える。

【西山】ふるさと学習を子どもとともに進めているか。

【教育委員長】各公民館で実施する「大山学講座」がある。中山地区では、いさい踊り保存会の活動。名和地区では、写真展、芸術作品の展示活動。大山地区では、高麗山登山やそば打ち講習。

【町長】条例あるべしということではなく、住民から作ろうという声があがるような土壌づくりをすべきだ。

【西山】不当要求行為の定義は。

【町長】公正な職務の遂行を妨げる行為、暴力行為や社会常識を逸脱した手段により要求をはかる行為である。

【西山】不当要求・クレーム対応マニュアルの策定と職員の心構えは。

【町長】マニュアルと防止要綱を作成している。職員に対しては、組織として対応する、毅然とした態度で対応するなど、基本的な心構えや意識づけをはかっている。

町長

不当要求・クレーム対応は？

防止要綱も策定している

年4月、本町教育委員会と県警本部との間で、「学校・警察連絡制度」に関する協定書を締結し、学校と警察との連携強化を進めている。教員や保育士の意識や対応力の向上にも努めていきたい。

【教育委員長】平成25年4月、本町教育委員会と県警本部との間で、「学校・警察連絡制度」に関する協定書を締結し、学校と警察との連携強化を進めている。教員や保育士の意識や対応力の向上にも努めていきたい。



職員は町民全体の奉仕者